

# インフルエンザ警報・注意報の発令について

令和元年（2019年）12月10日（火）15時00分

北海道根室保健所  
（北海道根室振興局保健環境部保健行政室）  
電話 0153-23-5161  
北海道中標津保健所  
（北海道根室振興局保健環境部中標津地域保健室）  
電話 0153-72-2168

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和元年（2019年）第49週（令和元年12月2日～令和元年12月8日）において、中標津保健所管内の定点あたりのインフルエンザ患者報告数は、警報基準値である30人以上（35.00人）となり、根室保健所管内の定点あたりのインフルエンザ患者報告数は、注意報基準値である10人以上（17.33人）となりましたので、まん延を防止するため中標津保健所管内では警報を発令し、根室保健所管内では注意報を発令します。

今後、根室振興局管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

## 記

### 1 インフルエンザの感染予防

インフルエンザの感染予防には、流行時に人混みを避けること、それが避けられない場合などにはマスクを着用すること、外出後にはうがいや手洗いをすることです。

### 2 インフルエンザとは

インフルエンザは、のどの痛み、鼻水、くしゃみ、咳などの症状のほかに、38度以上の発熱、頭痛、全身倦怠感、関節痛、筋肉痛などの全身症状が突然現れる、インフルエンザウイルスを病原とする気道感染症です。

インフルエンザの発生は、毎年11月下旬から12月上旬頃に始まり、翌年の1～3月頃に患者数が増加します。

また、気管支炎や肺炎、小児では中耳炎、熱性けいれんや脳症などを併発して、重症化することもあるため、高齢者や小児では特に注意が必要です。

### 3 その他

#### (1) 最近5週における定点医療機関からのインフルエンザ患者報告状況

（表示は、「報告数（患者／定点）」単位：人）

	第45週 (11/4～11/10)	第46週 (11/11～11/17)	第47週 (11/18～11/24)	第48週 (11/25～12/1)	第49週 (12/2～12/8)
根室保健所	0 (0.00)	1 (0.33)	1 (0.33)	0 (0.00)	52 (17.33)※
中標津保健所	0 (0.00)	1 (0.25)	2 (0.50)	13 (3.25)	140 (35.00)※
全道	441 (2.00)	1026 (4.66)	2,232 (10.15)	3,687 (16.76)	- (-)
全国	5,090 (1.03)	9,129 (1.84)	15,438 (3.11)	27,393 (5.52)	- (-)

※第49週の患者報告数は速報値。

全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL : <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

#### (2) インフルエンザ注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握し、全道の定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報レベルの基準値以上となった場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

#### <インフルエンザ注意報・警報の発令基準>

	注意報レベル	警報レベル	
	基準値	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数（人）	10	30	10